

最終保障約款のお知らせ

日頃お引き立てを賜りまことにありがとうございます。
 当社は、このたび電気事業法第19条の2第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に最終保障約款を届け出いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。
 なお、この約款は、平成18年7月1日から実施いたします。

○適用

特定規模需要(当社以外の者から電気の供給を受け、または当社と交渉により合意した料金その他の供給条件により電気の供給を受けている需要を除きます。)に応じて電気の供給を保障するための電気を供給する場合

○契約種別

最 終 保 障 電 力 A
最 終 保 障 電 力 B
最 終 保 障 予 備 電 力

○契約電力

最終保障電力Aおよび最終保障電力Bは、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率・操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 なお、最終保障予備電力の契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。

○料 金

最終保障電力A

	基 本 料 金 (契約電力1和ワットにつき)	電 力 量 料 金	
		夏季料金(1和ワット時につき)	その他季料金(1和ワット時につき)
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	1,812円00銭	14円23銭	12円94銭
標準電圧 30,000ボルトで供給を受ける場合	1,788円00銭	12円25銭	11円14銭
標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,764円00銭	11円86銭	10円78銭

最終保障電力B

	基 本 料 金 (契約電力1和ワットにつき)	電 力 量 料 金	
		夏季料金(1和ワット時につき)	その他季料金(1和ワット時につき)
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,160円00銭	11円98銭	10円88銭
標準電圧 30,000ボルトで供給を受ける場合	1,980円00銭	11円26銭	10円24銭
標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,908円00銭	10円86銭	9円88銭
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1,836円00銭	10円46銭	9円52銭

最終保障予備電力

	基 本 料 金	電 力 量 料 金
予 備 線	常時供給分の該当料金の5%	常時供給分の該当料金に同じ
予 備 電 源	常時供給分の該当料金の10%	常時供給分の該当料金に同じ

○その他

当社が電気供給約款または選択約款により電気を供給するお客さまの利益を阻害するおそれのある場合等には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

平成18年5月